第30回JSPO企調発第83号
平成 31 年 1 月 18 日

本会加盟（準加盟）団体
事務局長　殿

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長　　河　内　由　博

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の
適正な流通の確保に関する法律の公布について（通知）

平素より本会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、スポーツ庁から別添文書のとおり周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

本法律では、一定の条件を満たす特定興行入場券（いわゆる試合等のチケット）の不正転売を禁止するとともに、貴団体も含む興行主等に対し、入場時の本人確認の実施や公式にチケットを譲渡する機会（例えば公式サイトにおけるリセールサービスの実施等）の提供等に取り組むよう努めることが求められるなど、重要事項が定められました。

貴団体におかれましては、通知の内容について十分ご留意の上、適切にご対応いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、本件についてご周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○添付資料

・（写）平成30年12月14日付30文庁第674号、消政策1016号文書
「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について（通知）」
＊スポーツ庁発信文書

≪本件に関する問い合わせ先≫
総務部企画調整課
担当：金谷
TEL：03-3481-2269 FAX：03-3481-2284
e-mail：kikaku@japan-sports.or.jp

(公財)日本スポーツ振興センター
受付
30.12.25
東支
27

30文庁第674号
消政策1016号
平成30年12月14日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿
文化庁独立行政法人の長
各スポーツ関係団体の長
各文化関係団体の長
独立行政法人国民生活センター理事長

文部科学省事務次官
藤原　誠

(印影印刷)

消費者庁長官
岡村和美

(印影印刷)

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について（通知）

この度，「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が成立し，平成30年12月14日に，平成30年法律第103号として公布されました。

本法は，特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに，その防止等に関する措置等を定めることにより，興行入場券の適正な流通を確保し，もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに，心豊かな国民生活の実現に資することを目的とし，来年６月14日から施行されることとなります。

本法の概要は下記のとおりですので，十分に御了知の上，本法の趣旨を踏まえた取組に

努めていただきますようお願いします。

なお，都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては，域内市町村の教育委員会及び文化，スポーツ行政担当部局，消費生活センター，消費生活相談窓口，その他の関係機関・関係団体に対して，スポーツ関係団体の長におかれては，傘下の関係団体等に対して，このことを周知願います。

記

1　総則

（1）目的（第1条関係）

この法律は，特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに，その防止等に関する措置等を定めることにより，興行入場券の適正な流通を確保し，もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに，心豊かな国民生活の実現に資することを目的とすること。

（2）定義（第2条関係）

①　この法律において「興行」とは，映画，演劇，演芸，音楽，舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ，又は聴かせること（日本国内において行われるものに限る。）をいうこと。

②　この法律において「興行入場券」とは，それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票（これと同等の機能を有する番号，記号その他の符号を含む。）をいうこと。

③　この法律において「特定興行入場券」とは，興行入場券であって，不特定又は多数の者に販売され，かつ，次の要件のいずれにも該当するものをいうこと。

イ　興行主等（興行主（興行の主催者をいう。以下同じ。）又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が，当該興行入場券の売買契約の締結に際し，興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し，かつ，その旨を当該興行入場券の券面に表示し又は当該興行入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に当該興行入場券に係る情報と併せて表示させたものであること。

ロ　興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者（興行主等が当該興行を行う場所に入場することができることとした者をいう。以下同じ。）又は座席が指定されたものであること。

ハ　興行主等が，当該興行入場券の売買契約の締結に際し，次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を確認する措置を講じ，かつ，その旨を①に規定する方法により表示し又は表示させたものであること。

（イ）　入場資格者が指定された興行入場券については，入場資格者の氏名及び電話番号，電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）その他の連絡先（以下「連絡先」という。）。

（ロ）　座席が指定された興行入場券（（イ）に掲げるものを除く。）については，購入者の氏名及び連絡先。

④　この法律において「特定興行入場券の不正転売」とは，興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって，興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいうこと。

2　特定興行入場券の不正転売等の禁止

（1）特定興行入場券の不正転売の禁止（第3条関係）

何人も，特定興行入場券の不正転売をしてはならないこと。

（2）特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止（第4条関係）

何人も，特定興行入場券の不正転売を目的として，特定興行入場券を譲り受けてはならないこと。

3　興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

（1）興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等（第5条関係）

①　興行主等は，特定興行入場券の不正転売を防止するため，興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

②　①に定めるもののほか，興行主等は，興行入場券の適正な流通が確保されるよう，興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

③　国及び地方公共団体は，興行主等に対し，特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとすること。

（2）相談体制の充実等（第6条関係）

①　国及び地方公共団体は，特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとすること。

②　興行主等は，興行入場券の適正な流通が確保されるよう，当該興行主等の販売する興行入場券について，正確かつ適切な情報を提供するとともに，興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならないこと。

（3）国民の関心及び理解の増進（第7条関係）

国及び地方公共団体並びに興行主等は，特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう，興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。

（4）施策の実施に当たっての配慮（第8条関係）

国及び地方公共団体は，興行の振興を図るための施策を講ずるに当たっては，興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をするものとすること。

4　罰則（第９条関係）

（１）２（１）又は２（２）の規定に違反した者は，１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し，又はこれを併科すること。

（２）（１）の罪は，刑法（明治40年法律第45号）第３条の例に従うこと。

5　施行期日等（附則関係）

この法律は，一部の規定を除き，公布の日から起算して６月を経過した日から施行すること。

【添付資料】

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適切な流通の確保に関する法律（概要）

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適切な流通の確保に関する法律

【本件連絡先】
文化庁文化経済・国際課
電話：０３－５２５３－４１１１
（内線４８４８）
ＦＡＸ：０３－６７３４－３８１６

消費者庁消費者政策課
電話：０３－３５０７－８８００
（内線２１９１）
ＦＡＸ：０３－３５０７－７５５７

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（概要）

目的 特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

※「興行」・・映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（国内の興行に限る。）

特定興行入場券の不正転売等の禁止

不正転売の禁止
何人も、**特定興行入場券の不正転売**をしてはならない

不正転売目的の譲受けの禁止
何人も、**特定興行入場券の不正転売**を目的として**特定興行入場券**を譲り受けてはならない

- **興行主等**
  興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者
- **特定興行入場券**　※ＱＲコードやＩＣカードを入場券とする場合を含む。
  興行入場券（それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票）であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、
  ①興行主等が、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示し
  ②興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定され
  ③興行主等が、販売時に、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示し
  ているもの
- **特定興行入場券の不正転売**
  興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするもの

違反者は１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又は併科
※国民の国外犯も処罰

興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置
- 興行主等が、入場時の本人確認措置その他の必要な措置を講ずる努力義務
- 興行主等が、興行入場券の適正な流通が確保されるよう必要な措置を講ずる努力義務
- 興行主等に対する国及び地方公共団体の助言協力義務

相談体制の充実
- 国及び地方公共団体が、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制充実を図る努力義務
- 興行主等が、その販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、購入者その他の者からの相談に適切に応ずる努力義務

国民の関心及び理解の増進
- 国及び地方公共団体並びに興行主等が、興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実等の必要な施策を講ずる努力義務

施策の実施に当たっての配慮
- 国及び地方公共団体が、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たって、興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をする義務

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定興行入場券の不正転売等の禁止（第三条・第四条）
第三章　興行入場券の適正な流通の確保に関する措置（第五条―第八条）
第四章　罰則（第九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「興行」とは、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（日本国内において行われるものに限る。）をいう。

2　この法律において「興行入場券」とは、それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票（これと同等の機能を有する番号、記号その他の符号を含む。）をいう。

3　この法律において「特定興行入場券」とは、興行入場券であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一　興行主等（興行主（興行の主催者をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興行入場券の券面に表示し又は当該興行入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に当該興行入場券に係る情報と併せて表示させたものであること。

二　興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者（興行主等が当該興行を行う場所に入場することができることとした者をいう。次号及び第五条第一項において同じ。）又は座席が指定されたもので

あること。

三　興行主等が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項を確認する措置を講じ、かつ、その旨を第一号に規定する方法により表示し又は表示させたものであること。

イ　入場資格者が指定された興行入場券　入場資格者の氏名及び電話番号、電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）その他の連絡先（ロにおいて単に「連絡先」という。）

ロ　座席が指定された興行入場券（イに掲げるものを除く。）　購入者の氏名及び連絡先

4　この法律において「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。

第二章　特定興行入場券の不正転売等の禁止

（特定興行入場券の不正転売の禁止）

第三条　何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。

（特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止）

第四条　何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならない。

第三章　興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

（興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置等）

第五条　興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　前項に定めるもののほか、興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　国及び地方公共団体は、興行主等に対し、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

（相談体制の充実等）

第六条　国及び地方公共団体は、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

2　興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第七条　国及び地方公共団体並びに興行主等は、特定興行入場券の不正転売の防止その他の興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施に当たっての配慮）

第八条　国及び地方公共団体は、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たっては、興行入場券の適正な

流通が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

第四章　罰則

第九条　第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（文部科学省設置法の一部改正）

第二条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十六号の次に次の一号を加える。

八十六の二　興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に

関する法律（平成三十年法律第百三号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（準備行為）

第三条　前条の規定による改正後の文部科学省設置法の施行のために必要な準備行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。